

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法の一部を改正する法律

規制の名称：媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課

評価実施時期：令和4年12月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

販売代理店の届出者数は令和2年3月末時点で19,058者、令和3年3月末時点で51,764者、令和4年3月末時点で77,542者となっており、電気通信事業者の登録者数及び届出者数が令和4年3月末時点で計23,111者であることと比較すると、販売代理店の数は電気通信事業者の3倍以上となっている。事前評価後、現時点においては電気通信役務の提供に関する契約の締結事務は電気通信事業者が自ら行うのではなく媒介等業務受託者を通じて行うことが一般的であるという状況について、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時においては、媒介等業務受託者を総務大臣が直接に把握する手段がなく、これは総務大臣による適切な監督に支障を生じさせるため、規制を実施しない場合には将来にわたって利用者の利益が十分に保護されない可能性があることを想定していたところ、事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、利用者の利益を保護するためには、引き続き当該規制は必要である。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできないが、媒介等業務受託者が届出を行うに当たり、届出様式への記載に担当者2名で1時間を要すると仮定して試算すると、届出に要する費用は5,884円（※1）/件である。年間に出される届出件数を35,860件（※2）と仮定すると、年間費用の総計は、35,860件×5,884円＝211,000,240円と推計される。

（※1）年間平均給与額÷年間総労働時間＝担当者の時給

4,957,000円÷1,685時間＝2,942円

（年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和2年）の平均給与（正規）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和2年）の実労働時間数（事業所規模30人以上）による。以下同じ。）

担当者の時給×担当者の人数×届出に要する時間＝届出に要する費用

2,942円×2人×1時間＝5,884円

（※2）令和2年度における届出件数は35,365件、令和3年度における届出件数は36,354件であったことから、その平均値を年間に出される届出件数としている。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできないが、届出の受付に係る事務に2人で1時間を要すると仮定して試算すると、届出の受付に要する費用は5,884円(※1)／件である。年間に出される届出件数を35,860件(※2)と仮定すると、年間費用の総計は、35,860件×5,884円=211,000,240円と推計される。

また、電気通信役務の媒介等業務受託者からの届出を管理する販売代理店電子届出システムの構築経費として初年度に13,739,001円が生じた。今後、保守運営経費として約30,000,000円／年が生じることが見込まれる。

(※1) 年間平均給与額÷年間総労働時間＝担当者の時給  
4,957,000円÷1,685時間≒2,942円

担当者の時給×担当者の人数×届出の受付に要する時間＝届出の受付に要する費用  
2,942円×2人×1時間=5,884円

(※2) 令和2年度における届出件数は35,365件、令和3年度における届出件数は36,354件であったことから、その平均値を年間に出される届出件数としている。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務が導入された結果、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握し、その業務運営に問題があった場合に行政指導、業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となり、業務運営に問題があると思われる媒介等業務受託者に対して随時注意喚起を行う他、書面による行政指導を4件行った。

また、各媒介等業務受託者の業務が適切に運営されているかを評価するため、総務省及びP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられている苦情・相談等の状況を確認しており、その結果は消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合において報告を行っている。

なお、各媒介等業務受託者の業務の適正化を通じて、電気通信役務の利用者が自らのニーズに適合したサービスを適切に選択し、安心して電気通信役務の提供を受けられる環境が確保されることが期待されるが、未然に防止された利用者被害の件数と、それによる利用者の利益の保護の効果などを定量的に把握することは困難である。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

上記のとおり、当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。

## ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握するこ

とが望まれる。

当該規制により、不適切な勧誘等に関する情報が寄せられた際に行政からの改善要請等を行いやすくなり、要請等を通じて代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。

### 3 考察

#### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、その費用はいずれも限定的である。

一方で、90,000 者を超える媒介等業務受託者の媒介等の業務が不適切に行われた場合の利用者利益にもたらす影響は甚大であるが、不適切な業務運営がなされた場合に行政による媒介等業務受託者への速やかな注意喚起や行政指導により運用の適正化が保たれ、媒介等の業務が適切かつ十分に行われることで、利用者の利益の保護が図られている。

また、規制に基づき行政による適切な監督等を通じて、媒介等業務受託者による不適切な業務運営を今後防止するに留まらず、当該運営により既に生じた利用者利益の侵害に対する救済についても、行政の監督を踏まえた媒介等業務受託者による救済が自主的になされる等、間接的な効果も認められる。

以上から、本規制による費用は限定的である一方で、本規制により利用者利益の保護については直接的及び間接的に相当の効果があると認められ、本規制を継続することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法の一部を改正する法律

規制の名称：媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：平成31年 3月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

電気通信役務の内容、提供条件等は競争の進展、技術の進歩等により多様化・複雑化が進んでいるところ、電気通信役務の提供に関する契約の締結事務は電気通信事業者が自ら行うのではなく媒介等業務受託者（※1）（いわゆる販売代理店）を通じて行うことが一般的となっていることから、利用者の利益の保護に当たって媒介等業務受託者の適正な業務の確保の重要性は電気通信事業者と同等程度に増大している。（※2）

※1 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

※2 2017年度に総務省及びP I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられた苦情相談に基づく総務省の分析によれば、苦情相談の要因となった販路等としては、携帯電話（MNO）についてはキャリアショップや量販店等の「店舗販売」（46.3%：「不明」を除いた場合は83.3%）が、F T T Hサービスについては「電話勧誘」（56.3%：「不明」を除いた場合は72.0%）という販売形態が、それぞれ高い比率となっており、販売代理店に起因した苦情相談が多く生じている。

他方、媒介等業務受託者を総務大臣が直接に把握する手段がなく、これは総務大臣による適切な監督に支障を生じさせるため、規制を実施しない場合には将来にわたって利用者の利益が十分に保護されない可能性がある。

以上のような状況をベースラインとする。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

**【課題及びその発生原因】**

- ・ ①のとおり、媒介等業務受託者の適正な業務運営の重要性が増大している中で、その監督を行う総務大臣が当該媒介等業務受託者を把握するに当たって、現在は一部の電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTH サービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの間接的な手段により把握しているところ、媒介等業務受託者の業務運営に問題があった場合に、総務大臣が迅速かつ正確に必要な措置を講ずることができないこと、及び媒介等業務受託者がその媒介等の業務を他の媒介等業務受託者に再委託を行うことで、複数段階にわたる委託が常態化しており、委託元である電気通信事業者においても末端まで含めた媒介等業務受託者を全て把握するのが困難となっていることが課題であり、現行法において媒介等業務受託者を総務大臣が直接、正確・網羅的・迅速に把握するための制度が設けられていないことがその発生原因である。

**【規制の内容及び「規制」手段を選択した理由】**

- ・ 媒介等業務受託者を総務大臣が直接、正確・網羅的・迅速に把握するには、媒介等業務受託者に対する事前届出義務の導入が必要であるため「規制」手段を選択した。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

**(遵守費用について)**

- ・ 本届出制度には欠格事由がなく、届出書類の形式要件を満たせば足りることから、届出に関して媒介等業務受託者に発生する事務作業は限定的であり、したがって、本件規制の導入による遵守費用は限定的である。

**(行政費用について)**

- ・ 本届出制度には欠格事由がなく、届出書類の形式要件を確認すれば足りることから、届出の受理についての行政の事務作業は限定的であり、したがって本件規制の導入による行政費用は

限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

### ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務が導入された場合には、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握し、その業務運営に問題があった場合に行政指導、業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となり、各媒介等業務受託者の業務の適正化を通じて、電気通信役務の利用者が自らのニーズに適合したサービスを適切に選択し、安心して電気通信役務の提供を受けられる環境が確保されることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。



(金銭価値化が可能でないため、該当せず)

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務の導入により総務大臣と媒介等業務受託者との間の直接的な関係構築やその関係を通じた利用者保護に関する規制についての情報提供や普及啓発が可能となり、こうした取組を通じて媒介等業務受託者の業務の適正化が進むことが期待される。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

### ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、本件規制の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が発生するものの、その規模は限定的と見込まれる。

他方、本件規制が導入された場合には、媒介等業務受託者の媒介等の業務が適切に行われることをもって、利用者の利益が確保されることが期待される。

以上から、本件規制により得られる便益に比して、発生する費用は限定的であることから、本件規制の導入は妥当と考えられる。

## 6 代替案との比較

### ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

媒介等業務受託者に関する事項についての届出義務を媒介等業務受託者に委託を行う電気通信事業者に対して課すことも考えられるが、複数段階の委託が行われることが多い媒介等業務受託者の届出事項の状況を常に末端まで含めて委託元の電気通信事業者が把握するための事務的経費が生じるとともに、その状況に変動が生じる度に、電気通信事業者に変更届出に係る事務的経費が発生することとなることから、それらが発生しない採用案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日 規制改革推進会議）において、媒介等業務受託者に対する適切な規制の速やかな整備が必要である旨が示され、また「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（平成31年1月17日 モバイル市場の競争環境に関する研究会、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG）（※）において、媒介等業務受託者について行政が直接把握するための必要最小限の制度として届出制の導入が必要である旨が示されたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。

※ 利害関係者を含み、広く一般からの意見募集（平成30年11月28日から同年12月18日まで）を行った結果を踏まえ、取りまとめられたもの。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

各媒介等業務受託者の業務が適切に運営されているかを評価するため、総務省及び P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。